

～カラスを保護される方へ～

- ・カラスを保護する場合は保護した方が最後まで責任をもって飼育・放鳥などを行って下さい
- ・カラスの扱いに関しては都道府県や市町村により異なるのでご自身でお問い合わせ下さい
- ・ご家族がいる場合は家族全員の承諾が必要になると思います
- ・ペット不可で保護して飼育出来ないで「当会にて引き取り」を要求されるケースがありますが一切お引き受けできませんのでご理解をお願い致します

雛を保護したあとの対応については以下の選択肢があります

- 1：親がいて巣や縄張りが判明している場合は可能な限り親が見ている状態で枝に止めてあげる
※雛の脚がしっかりとしていて枝をつかむ事が可能な場合※
 - 2：保護して育てて放鳥
 - 3：放鳥が無理と判断した場合は終生飼養をする
 - 4：飼育出来ないのなら連れて来た場所へそのまま戻す
 - 5：自治体を通じて業者へ引き渡す⇒各自治体により異なるが多くの場合雛は捨てられる
- ・カラスの成鳥を保護した場合は状態が良くなり次第速やかに放鳥する事が望ましいですが雛と同様に放鳥が無理という判断なら終生飼養を考えて下さい。
 - ・カラスに限らず生き物を保護するという事は重大な責任があるといおう事を理解した上で行って下さい。
 - ・当会では保護や飼育の相談は誠心誠意対応しますがカラス自体の引き受けは一切できませんのでご理解のほど、よろしくお願い致します。

相談の場合まずはメールでご連絡を。

※問い合わせフォームからも OK です。

corvus.corone.macrorhynchos@gmail.com

(携帯・スマホの方は受信設定をあらかじめお願いします)